

議案第 5 号

西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について

西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条  
例を次のように定める。

平成29年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育  
児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法  
律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例

(西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年西脇市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第3項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に、「要介護者のある職員」を「第16条第1項に規定する要介護者のある職員」に改める。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「要介護者を介護する職員」を「第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員」に、「とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによ

り、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

（西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 西脇市職員の育児休業等に関する条例（平成17年西脇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する理由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短

時間勤務をいう。以下同じ。) をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる理由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中「平成17年西脇市条例第37号」の右に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第20条第2項中「育児時間を承認されている」を「育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年西脇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「においては」を「には」に改める。

第5条の2第1項中「にあつては」を「には」に、「又は最高限度額」を「、又は最高限度額」に改める。

第5条の3第1項中「又は」を「、又は」に改める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。